

平成十九年九月六日付け広島県報（定期）第六十八号に登載の広島県告示第八百九十六号（特定計量器の定期検査の実施）の一部を次のように訂正する。

商工労働部総務管理局計量検定室長

一	ページ		
七	行		
		尾道市（旧御調町、旧向島町及び旧因島市）	誤
		尾道市（旧御調町及び旧向島町）	正